

子ども手当が変わりました

子ども手当が、平成24年4月1日より児童手当に変わりました。これまでの子ども手当制度と同様に、中学校終了までの児童を養育している方に支給され、支給の要件や支給額に変更はありません。ただし、6月分から所得制限が導入されますので、この制限が適用される方については、支給額が児童1人につき一律月額 5,000円となります。

○所得制限について（平成24年6月分から）

6月分以降の児童手当について、受給資格者の前年中の所得が所得制限限度額以上の場合、所得制限が適用されます。

扶養親族等の数 (税法上)	所得制限限度額
0 人	622万円
1 人	660万円
2 人	698万円
3 人	736万円
4 人	774万円
5 人	812万円

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または、老人扶養親族がある方の限度額は、左表の金額に該当人数1人につき6万円を加算した額です。

※扶養親族が6人以上の場合の限度額は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または、老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額です。

○6月分以降の支給月額表

	3歳未満	3歳以上小学校終了前	中学生
第1子・第2子	15,000円	10,000円	10,000円
第3子以降	15,000円	15,000円	10,000円
所得制限超過	一 律 5,000円		

○児童手当への移行手続き

平成24年3月31日に子ども手当の認定を受けている方で、4月1日に中学校終了までの児童を養育している方は、児童手当への移行手続きは不要です。ただし、6月の現況届の提出は必要ですのでご注意ください。



○支給日

四万十町の支給日は、6月・10月・2月の各10日（土・日曜日、祝日の場合は翌平日）です。6月11日（月）に、2・3月分の子ども手当、4・5月分の児童手当を別々に振込みます。

詳しくは、右記までお問い合わせ下さい。

〔お問い合わせ先〕 町民課
大正総合支所町民生活課
十和総合支所町民生活課

☎22-3117
☎27-0112
☎28-5112